

第21回南幌町農業委員会総会議事録

令和4年2月25日（金）午前9時00分より、役場各種委員会室において第21回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

2	番	立	川	久	彦
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春

本日の議案は次のとおり

- 議案第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 議案第 2 号 農用地等のあわせん結果について
- 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 4 号 夕張太西地区農地転用許可後の事業計画の変更に伴う意見書について

事務局出席者 事務局長 砂 田 隆 樹
 事務局主査 柳 沢 妙 子

議長 これより、第21回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は9名でございます。
立川委員、南委員、青木委員におかれましては欠席届が出されて
おります。ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。10番 山田 委員、
11番 背尾 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第21回南幌町農業委員会総会は、2月25日 本日1日限り
といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第21回南幌町農業委員会総会
は、2月25日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和4年1月25日、第20回農業委員会総会を開催した。

2月 5日、南空知農業委員会連絡協議会緊急協議が岩見沢
市で開催され、会長出席した。

8日、あっせん委員会が開催され、関係委員出席した。

18日、第2回南幌町議会臨時会に会長出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでござい
ますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通
知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、
賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を
求める。令和4年2月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規
定による通知につきましては、1件でございます。

賃貸人は、南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。
賃借人が、北広島市〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
理事長 〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇町〇丁
目〇〇〇〇番の〇、畑で5,717㎡他計5筆ございまして、
6,862㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和4年2月14
日でございます。以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定
による通知については、提案のとおり承認することにご異議あり
ませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議長 **日程第5** 議案第2号 農用地等のあっせん結果についてを議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん結果について。

第20回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに
対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準
第6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので、
審議願い、意見を求める。令和4年2月25日提出。
南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん結果
につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、南幌町南〇〇線西、〇番地、〇〇〇〇。
あっせんの申出地は空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で、
21,012㎡他計3筆ございまして、35,656㎡となります。
あっせん年月日は、令和4年2月8日。結果につきましては、
成立でございます。価格については、畑10aあたり、〇〇〇〇番
の〇、〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇番の〇と〇〇〇〇番の〇は
〇〇〇〇〇円、あっせんの相手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇でございます。あっせん委員につきましては、2番 立
川 委員、6番 青木 委員、12番 鍋山 委員となり、
以上の結果となっております。

議長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補
足があればお願いいたします。

議長 あっせん委員2名が欠席なので、私から特にありません。

議長 ないようなので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 農用地等のあっせん結果につ
きましては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和4年2月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が1件、利用権の設定が11件でございます。はじめに所有権移転と利用権の設定、整理番号3の2の5までを説明いたします。

所有権移転、整理番号3の2の1の買い手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。売り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で21,012㎡他計3筆ございまして、35,656㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇円となります。

次に利用権の設定、整理番号3の2の1の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で14,261㎡他計13筆ございまして、225,556㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年2月27日までの〇年間となります。

整理番号3の2の2の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇番の〇の内、田で6,832㎡他計10筆ございまして、54,622.41㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年2月27日までの〇年間となります。

整理番号3の2の3の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、

〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番、田で
11,924㎡他計2筆ございまして、53,551㎡となります。
利用権の期間ですが、令和〇年2月27日までの〇年間とな
ります。

整理番号3の2の4の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町〇町〇丁目〇番〇号、
〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で1
9,479㎡他計6筆ございまして、37,491㎡となります。
利用権の期間ですが令和〇年2月27日までの〇年間となります。

整理番号3の2の5の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇線西〇〇番地、
〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で9,
760㎡他計5筆ございまして、111,349㎡となります。
利用権の期間ですが、令和〇年2月27日までの〇年間とな
ります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進
法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。
以上でございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第4号農用地利用集積計画の決定につ
いての所有権移転と利用権の設定整理番号3の2の5までにつ
いては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、所有権移転と利用権の設定
整理番号3の2の5までについては承認することに決しました。
整理番号3の2の6につきましては、農業委員会法第31条、

議事参与の制限により、上野委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、上野委員は退席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3の2の6の借り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で19,625㎡他計2筆ございまして、42,367㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年2月27日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。利用権の設定整理番号3の2の6については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、整理番号3の2の6については、承認することに決しました。退席しております上野委員が席に着くまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、上野委員は着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3の2の7の借り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で965㎡他計4筆ございまして、62,760㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月26日までの〇年間となります。

整理番号3の2の8の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で19,951㎡他計2筆ございまして、39,549㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月26日までの〇年間となります。

整理番号3の2の9の借り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で18,539㎡他計2筆ございまして、42,067㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月26日までの〇年間となります。

整理番号3の2の10の借り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で2,786㎡他計5筆ございまして、54,226㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月26日までの〇年間となります。

整理番号3の2の11の借り手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で1,159㎡他計3筆ございまして、44,251㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月26日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。利用権の設定整理番号3の2の7から整理番号3の2の11については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、利用権の設定整理番号3の2の7から整理番号3の2の11については提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第7** 議案第4号 夕張太西地区農地転用許可後の事業計画の変更に伴う意見書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 夕張太西地区農地転用許可後の事業計画の変更に伴う意見書について。

農地法第4条第3項の規定に基づき、事業計画の変更に伴う意見書の提出を求められたので審議願ひ、意見を求める。

令和4年2月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

農地転用許可後の事業計画変更につきましては、町が南幌町土地開発公社より事業継承し、平成24年11月5日に許可された夕張太西地区住環境整備事業の工事計画期間を延長するものでございます。事業計画の変更理由は、別途配布してあります資料の事業計画変更承認申請書をご覧ください。

2ページ目の3転用事業者が変更前の事業計画どおり事業を遂行できない理由、4変更後の転用事業が変更前の事業に比べて緊急性・必要性がある理由に記載されたとおり、本町にある北海道住宅供給公社の未処分宅地が、現在550区画ほどが残っている状況です。現在、北海道、北海道住宅供給公社及び本町の3者連携による販売施策に取り組み、移住及び宅地分譲の促進を図っていることから、事業財源の確保と宅地分譲の進捗状況を見極め、事業再開を判断したいと考えているところです。

また、夕張太地域の特性を活かし、農業者との交流を楽しめる

市街地環境の形成を図りながら、地域の活性化と地場産業の振興に繋がる必要な事業と考えていることから、工事計画の終期を令和4年3月31日から令和9年3月31日までの5年間延長するものでございます。工事計画の詳細につきましては資料別紙1のとおりでございます。

以上のことから、農地転用許可後の事業計画変更の係る意見につきましては、資料最後の意見書として8項目の区分(1)変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められることについては、変更後の事業計画の詳細のとおり事業が実施されることが確実と認められる。区分(2)変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の事業に比べて、それと同程度又はそれ以下であると認められることについては、工事内容については変更がないことから、同程度であることが認められる。区分(3)上記各号のほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により、転用許可相当であると認められるものであることについては、事業計画の変更は工事期間の変更であり、転用許可相当であると認められることから支障なしとしております。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号 夕張太西地区農地転用許可後の事業計画の変更に伴う意見書については農地転用許可後の事業変更に係る意見書のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は意見書のとおり提出することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。第21回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしましたと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第21回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前9時23分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

10 番

11 番